

県議会議員 選挙

投票日:4月12日(日)

期日前投票:4月4日(土)～11日(土)



4月12日(日)は、県議会議員選挙の投票日です。有権者の方には、事前に入場券を送ります。当日、投票に行けない方は、4月4日(土)から11日(土)までの8日間、市役所で期日前投票ができます。時間は8時30分から20時までです。入場券が届いていなくても投票ができます。投票所にお越しください。



市選挙管理委員会(総務管財課)
995-1807

投票できる方

次のすべての条件を満たす方です。

- ①平成7年4月13日以前に生まれ、日本国籍がある方
- ②平成27年1月2日(金)以前から引き続いて当市の住民基本台帳に登録されている方

4月12日(日)に投票に行けない方は…

①期日前投票

4月12日(日)に、仕事、学業、旅行、病気などの理由で投票所に行くことができない方は、期日前投票ができます。入場券の裏面に印刷されている宣誓書兼投票用紙請求書に必要事項を記入し、期日前投票所(市役所)にお越しください。

と き／4月4日(土)～4月11日(土) 8時30分～20時
ところ／市役所4階402会議室

※土・日曜日は市役所1階市民ホール

●入場券が届く前でも投票できます。

入場券が届く前でも、選挙人名簿に登録されている方は、宣誓書兼投票用紙請求書に記入すれば投票できます。期日前投票所へお越しください。

②不在者投票

不在者投票施設に指定された病院などに入院・入所している方、名簿登録地以外の市区町村に滞在中の方は、不在者投票ができます。入院・入所している方は、病院や施設の職員に投票したい意向を申し出てください。滞在先の市区町村での投票を希望する場合は、郵

送に時間がかかりますので、早めに選挙管理委員会に投票用紙の請求をしてください。

郵便投票制度

下表のとおり、身体に重度の障がいがあり投票所で投票できない方、または介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5と記載されている方は、自宅で投票できます。投票には、郵便投票証明書が必要です。郵便投票を希望する方は、選挙管理委員会にご連絡ください。

障がいの区分	両下肢・体幹 移動機能 障がい	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸の障がい	免疫の障がい
身体障害者手帳	1級・2級	1級・3級	1～3級
戦傷病者手帳	特別項症～第2項症	特別項症～第3項症	
介護保険被保険者証	要介護状態区分が要介護5		

選挙結果は、市ホームページに掲載

開票は、4月12日(日)21時から市民体育館で行います。開票結果は、確定次第、市のホームページでお知らせします。投票状況も、随時、市のホームページでお知らせします。

投票所

16の投票所があります。有権者の方には、事前に入場券を送ります。入場券に記載された投票所で投票してください。

★印が投票所の場所です。

投票時間は7時～20時

4月12日(日)の投票時間は、7時から20時までです。
第16投票区(十里木高原集会所)は19時までです。

